



中小企業で  
働くお父さん！

## 育児休業の取得で5万円の奨励金がもらえます！

郡山市では、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を支援するため、市内の中小企業に勤務する男性従業員が育児休業を取得し、職場に復職した場合、男性従業員に奨励金を支給します。

### 支給対象者

- ①郡山市に本社又は事業所を置く、出生時両立支援助成金※1の支給決定を受けている中小企業※2に勤務していること。
- ②市内に住所を有していること。
- ③子の出生予定日以降または、出生後8週間以内に育児休業の取得を開始したこと。  
(この期間内に1日でも育児休業を開始すれば残りの日が8週間を過ぎても構いません。)
- ④取得した育児休業が、その出生した子に対して連続する5日以上(所定労働日4日以上を含む。)であること。
- ⑤育児休業からの職場復職後1か月以上勤務したこと。
- ⑥雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- ⑦市税の滞納がないこと。

### 提出書類

- ①「雇用保険被保険者証」のコピー
- ②育児休業に係る就業規則などのコピー
- ③育児休業を取得した男性従業員の体験レポート  
※800字程度。様式等は問いません。育児休業を取得するまでの経緯や、休業中に行ったこと、育児休業を取得して感じたことなどを自由にご記入してください。
- ④国から通知された「両立支援助成金 交付決定通知書」のコピー
- ⑤「育児休業決定通知」など育児休業期間の確認ができるもの
- ⑥出勤簿のコピーなど、復職後1か月働いたことがわかるもの
- ⑦育パパサポート奨励金支給申請書(第1号様式)
- ⑧育パパサポート奨励金支給対象者職場復職証明書(第2号様式)
- ⑨同意書(第3号様式)  
※⑦と⑨は自署の場合、押印不要。

### 申請書提出期限

育児休業から職場復職後1か月を経過した日から3か月以内

※ただし、この期間中に「出生時両立支援助成金」の支給決定がされていない場合は、支給決定日から1か月以内に申請することができます。

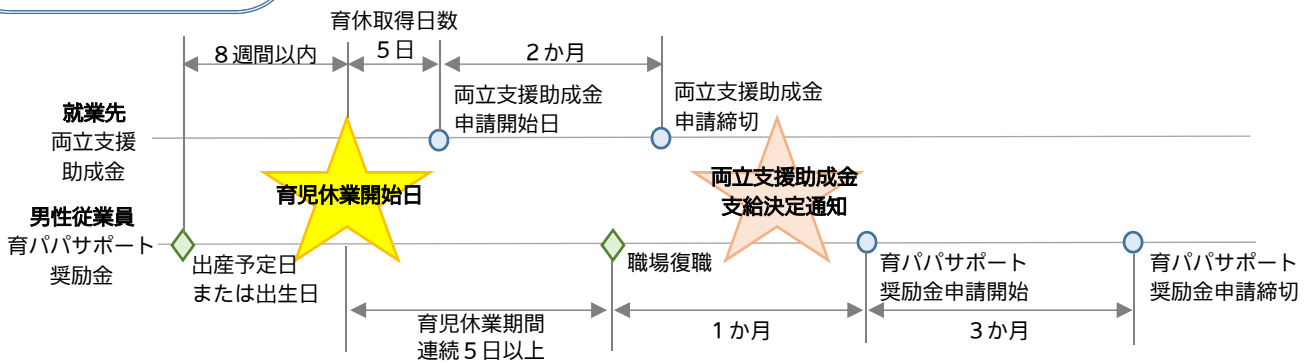
### 支給額

**5万円**

※支給対象となる育児休業に係る同一の子につき1回までとします。



## 申請までの流れ



## ※1 両立支援等助成金とは

男性従業員が育児休業と取得しやすい職場風土づくりを行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得した事業主に対し支給する助成金です。申請先は労働局となります。

	中小企業	大企業
育児取得者 1人目	57万円 〈72万円〉	28.5万円 〈36万円〉
2人目以降に 育児取得者がいた場合	14.25万円 〈18万円〉	

※生産性要件を満たした場合は〈 〉内の額を支給

※国の助成金は、大企業と中小企業の事業主に支給されますが、市の奨励金は中小企業の従業員が対象です。国の助成金については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

- ・厚生労働省ウェブサイト [出生時両立支援助成金](#) [検索](#)
- ・福島労働局 雇用環境・均等室 TEL：024-536-2777

## ※2 中小企業事業主とは

「資本金の額または出資の総額」「常時雇用する労働者」のいずれかが、下表に該当する場合は。

区分	資本金の額 または出資の総額	常時雇用する 労働者数
小売業 (飲食店含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※個人事業主や医療法人など資本金や出資金の概念がない場合は、労働者数のみで判断することになります。

## Q & A

Q：出生時両立支援コースのうち「育児目的休暇」の助成金支給を受けましたが、対象になりますか。

A：対象となりません。対象は育児休業取得のみです。

Q：「育児休業」と「育児休暇」、「育児目的休暇」は同じですか。

A：違います。「育児休業」は、法律に基づいて取得することのできる休業制度です。「育児休暇」は、法律とは関係なしに育児のために休暇を取得することで、「育児目的休暇」は育児に関する目的で利用できる休暇制度です。

お問合せ・お申し込み先

郡山市政策開発部 雇用政策課

郡山市朝日一丁目23番7号(郡山市役所 本庁舎2階)

TEL 024-924-2261 FAX 024-924-2822

